

5-1-① 居宅療養管理指導（病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所）

（平成11年 厚生省令第37号）

申請者要件	病院又は診療所の開設者（介護保険法第70条） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条）－		
人員基準 （第85条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師又は歯科医師 ・ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士 	1名以上 内容に応じた適当数
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第85条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第86条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院又は診療所 ・ 必要な広さ ・ 必要な設備及び備品等 		
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第86条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

5-1-② 介護予防居宅療養管理指導（病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所）
（平成18年 厚生省令第35号）

申請者要件	病院又は診療所の開設者（介護保険法第115条の2） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条（準用））－		
人員基準 （第88条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	・ 医師又は歯科医師	1名以上
		・ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士	内容に応じた適当数
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たすことをもって、第88条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第89条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院又は診療所 ・ 必要な広さ ・ 必要な設備及び備品等 		
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の設備に関する基準を満たすことをもって、第89条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

5-2-① 居宅療養管理指導（薬局である指定居宅療養管理指導事業所）

（平成11年 厚生省令第37号）

申請者要件	薬局の開設者（介護保険法第70条） －保険薬局はみなし指定（介護保険法第71条）－		
人員基準 （第85条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	・ 薬剤師	1名以上
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第85条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第86条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局 ・ 必要な広さ ・ 必要な設備及び備品等 		
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第86条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

5-2-② 介護予防居宅療養管理指導（薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所）
 （平成18年 厚生省令第35号）

申請者要件	薬局の開設者（介護保険法第115条の2） ー保険薬局はみなし指定（介護保険法第71条（準用））ー		
人員基準 （第88条）	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者	・ 薬剤師	1名以上
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第89条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局 ・ 必要な広さ ・ 必要な設備及び備品等 		
居宅療養管理指導の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、居宅療養管理指導の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。			